

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

**日本生活成長株式ファンド（愛称：生活成長）**  
**繰上償還（予定）に関するお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社の投資信託「日本生活成長株式ファンド（愛称：生活成長）」について、下記の通り繰上償還（信託契約の解約）を行うための書面決議を行いますのでお知らせいたします。

お手数ですが、この書面、「繰上償還（信託契約の解約）に関する書面決議参考書類」および「繰上償還 議決権行使書面」をお読みになり、十分ご理解のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

## I：繰上償還の理由等

### 1. 繰上償還の理由・相当性

「日本生活成長株式ファンド（愛称：生活成長）」の受益権口数は、平成20年9月の設定以来、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続し、平成25年8月30日現在、受益権口数約74百万口、純資産総額約81百万円となっております。

上記の通り、受益権の残存口数が10億口を下回っている状態が継続しており、投資判断を的確に反映させた効率的な運営および商品性の維持が懸念されることなどから、信託約款の規定に従い、信託契約を解約し、信託を終了させるものです。

### 2. 解約（繰上償還）年月日

平成26年2月6日

### 3. 繰上償還の中止に関する条件

この繰上償還手続を中止させる条件等は、特に定めておりません。

### 4. 受益者の不利益となる事実

この繰上償還に伴い、受益者の皆様の不利益となる事実は特にありません。

### 5. 基準価額の状況等（平成25年9月30日現在）

基準価額（1万口当たり） 12,001円

純資産総額 約89百万円

なお、直前に作成された運用報告書の「資産、負債、元本及び基準価額の状況」「損益の状況」の内容は、同封しました「日本生活成長株式ファンド（愛称：生活成長）投資信託契約の解約に関する書面決議参考書類」に記載の通りです。

## Ⅱ：繰上償還の書面決議等

繰上償還手続きの日程	
① 受益者の確定	平成25年12月6日 平成25年12月5日までに買付けのお申込みをいただいた受益者の方が対象となります。
② 議決権行使期限	平成26年1月7日まで
③ 書面決議の日	平成26年1月8日
④ 信託終了日（繰上償還日）	平成26年2月6日

この繰上償還は、平成25年12月6日現在の受益者による書面決議によるものとします（書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決されます。）。

書面決議は、平成26年1月8日に行われます。

### (1) 議決権の行使の方法

この通知と同時に送られた「日本生活成長株式ファンド（愛称：生活成長）繰上償還 議決権行使書面」に賛成または反対の旨および必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて弊社までお送りください。

<送付先>

〒105—6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号

愛宕グリーンヒルズMORIタワー

三井住友アセットマネジメント株式会社

ディスクロージャー部 ドキュメンテーション課 宛

(2) 議決権の行使の期限・・・・・・・・・・・・・・・・平成26年1月7日（当日到着分まで）

(3) 議決権の行使の内容が異なる場合の取扱い

同一の受益者が、重複して議決権を行使し、その内容が異なるときは、当該受益者のすべての議決権を無効として取り扱います。

(4) 賛否記載欄に記載のない場合の取扱い

書面決議において、議決権行使書面に賛否の記載のない場合は、当該議案について賛成するものとみなします。

(5) 議決権を行使しない場合の取扱い

この通知を受けた受益者が議決権を行使しないときは、信託約款の規定に基づき、当該受益者は議案について賛成するものとみなします。

**したがって、賛成いただける場合は、議決権行使書面をお送りいただく必要はありません。**

### Ⅲ：受益権の買取請求の内容および手続きについて

この繰上償還（信託契約の解約）が行われる場合、書面決議において反対した受益者は、別途、委託会社が当該受益者に連絡する方法により、平成26年1月9日より平成26年1月28日までの間に、受託会社に対し、自己の有する受益権を当該投資信託の信託財産をもって公正な価額で買い取ることを請求することができます（議案に反対された場合であっても買取請求をしなければならないものではありません。）。

その際の買取価額は、受益者からの買取請求の必要書類を受託会社が受理した日を、信託の一部解約の請求受付日として、当該一部解約に準じて計算される解約価額とさせていただきます。

なお、受託会社より買取代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。議決権の行使期間中、買取請求期間中ともに、通常通り解約請求による換金が可能です。ただし、買取請求を行った受益権に関しては解約請求はできませんのでご注意ください。

### Ⅳ：個人情報取得の目的等

議決権の行使に伴い、弊社が取得する受益者に関する個人情報は、書面決議、買取請求に関する事務のために必要な範囲でのみ利用します。弊社はかかる情報を必要な範囲で販売会社、受託銀行（再信託受託銀行を含みます。）と共有しますので、ご了承ください。

### Ⅴ：本件に対するお問い合わせ

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120-88-2976**

三井住友アセットマネジメント株式会社

（平成25年12月6日から平成26年1月7日までの営業日の9:00～17:00）

以上